

証券コード 7793  
2024年3月13日  
(電子提供措置開始日) 2024年3月7日

株 主 各 位

東京都文京区小石川一丁目3番11号  
株式会社イメージ・マジック  
代表取締役社長 山 川 誠

## 第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://imagemagic.jp/ir>

上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株式情報」「株主総会」の「第29期定時株主総会招集ご通知」よりご確認ください。

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イメージ・マジック」又は「コード」に当社証券コード「7793」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)  
(開催日が前回定時株主総会の日(2023年7月28日)に相当する日と離れていますのは、第29期より当社の事業年度の末日を4月30日から12月31日に変更したためであります。)
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号  
ベルサール飯田橋駅前ビル2F(住友不動産飯田橋駅前ビル)  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第29期(2023年5月1日から2023年12月31日まで)事業報告及び  
計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第3号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)  
(1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 事業報告

(2023年5月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は、2023年7月28日に開催された第28期定時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、当事業年度より決算期を4月30日から12月31日に変更しております。これに伴い、その経過期間となる当事業年度の期間は、2023年5月1日から2023年12月31日までの8か月間となっております。このため、前期比較については記載しておりません。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束による経済活動の正常化やインバウンド需要の回復など、景気は回復傾向にあるものの、出口の見えないロシア・ウクライナ情勢、欧米の金融引き締めによる影響、中国景気の減速などにより、経済情勢は依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社の属するオンデマンドプリント業界におきましては、コロナ禍を契機として人々の生活様式の変化が加速し、オンラインの消費活動が定着したことにより衣料・服飾雑貨及び生活雑貨等のEC市場は急成長を遂げ、その市場規模の拡大が続いております。

このような環境の中、オンデマンドプリントサービスでは、様々な顧客ニーズに対応し、オンデマンド生産できるアイテムを拡充すべく新商品の取扱いを強化し、アイテムラインナップを拡げてまいりました。

当事業年度において、オンデマンドプリントサービスの売上高は3,962,177千円となりました。

また、ソリューションサービスでは、ハードウェアとしてオンデマンド転写プリンター「TransJet」及びデザインシミュレーター付クラウド型オンデマンドEC「makertown」の拡販に努めてまいりました。

当事業年度において、利益率の高い取引や1件当たりの取引額が大きい取引が含まれるハードウェアに係る売上高が379,955千円となり、ソリューションサービスの売上高は414,753千円となりました。

コスト面では運送費およびシステム運用費が増加したものの、材料費の減少及び外注を効果的に使うことにより人材派遣費、人件費を抑えられたことなどにより利益率が向上する結果となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,376,930千円、営業利益は344,145千円、経常利益は342,131千円、当期純利益は220,367千円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は308,666千円であります。

その主なものはDIGITAL LINE（オンデマンドアパレル加工ライン）、自動たたみ梱包圧縮システム等の機械及び装置の取得であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、所要資金として、金融機関より長期借入金として2億円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2021年4月期)	第 27 期 (2022年4月期)	第 28 期 (2023年4月期)	第 29 期 (当事業年度) (2023年12月期)
売 上 高 (千円)	4,330,335	4,896,562	5,291,714	4,376,930
経 常 利 益 (千円)	221,090	286,881	76,732	342,131
当 期 純 利 益 (千円)	152,792	234,442	48,992	220,367
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	109.31	136.75	21.19	95.27
総 資 産 (千円)	1,941,298	2,355,745	2,335,015	2,685,553
純 資 産 (千円)	590,701	1,263,303	1,313,368	1,534,600
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	358.47	546.91	567.99	663.29

- (注) 1. 第26期の1株当たり当期純利益は、当期純利益から各事業年度に係る優先配当金を控除して算定しております。
2. 第26期の1株当たり純資産は、優先配当金未払額及び優先残余財産分配金を控除して算出しております。
3. 第29期(当事業年度)につきましては、決算期変更により2023年5月1日から2023年12月31日までの8か月間となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社の成長を実現するため、対処すべき課題は以下のとおりであると認識しております。

### ①人材の育成と確保

当社の持続的な成長のためには、人材の育成と確保が重要な課題と考えております。また、当社はシステム開発による効率化を強みとした企業であります。また、優秀なシステムエンジニアの確保はIT人材の不足する労働市場において特に難易度を増しております。また、ソリューションサービスの推進のため、機械エンジニアの獲得も重要な課題と認識しております。今後とも積極的な採用活動を行うとともに、体系的な研修制度の導入や、公正な人事評価制度などを整備し、人材の育成や定着に努めてまいります。

## ②当社サービスの認知度の向上

当社が事業を展開するオンデマンドプリントサービスは、認知度がまだ低く、認知していても自分でデザインし購入するのが難しい、不安である等により購入に踏み切れない顧客が多く存在すると認識しております。以前より、インターネットを活用したマーケティング活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化してまいります。

## ③情報セキュリティとシステムの安定性の強化

当社は、インターネットを介してサービス提供を行っているため、情報セキュリティ対策は当社の重要な課題と認識しております。システムの安定性確保に継続的に取り組むほか、個人情報保護対策としてプライバシーマークの運用定着活動等も活用し、情報セキュリティを確保する仕組み作りや教育を引き続き強化してまいります。

## ④加工・印刷の徹底した自動化及び半自動化

当社では、IT技術により加工・印刷の作業を効率化し、原価の低減に努めてまいりましたが、世界中で自動化や省力化の勢いは加速しており、協働ロボット技術を持つ企業などとの連携やハードウェアメーカーとの連携をとり、自動化や半自動化を更に進めてまいります。

## ⑤プラットフォームサイトのユーザビリティ強化

当社は、「オリジナルプリント.jp」(<https://originalprint.jp/>)を主として、インターネットを介して注文を受け付けております。Web上でのデザインの作成のしやすさも同サイトの特長の1つになります。今後も継続的にサイトの機能向上を行ってまいります。

## ⑥コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、継続的な企業価値向上を具現化していくためには、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要であると認識しております。経営の効率性、健全性を確保すべく、業務執行機能と、業務執行に対する監督機能を明確化し、経営における透明性を高めるため内部統制システムの整備によりその強化を図ってまいります。

⑦内部管理体制の強化

当社は、今後も事業拡大を見込んでおり、内部管理体制の強化が不可欠であると認識しております。また、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を実現していくためにも、財務、経理、人事、総務等の管理部門のそれぞれの分野での人材の確保及び育成に努めてまいります。

⑧財務レバレッジの最適化

当社は、財務基盤の安定性を維持しながら事業拡大の投資資金を確保し、財務体質の強化に取り組んでおります。今後も継続的な設備投資を要するため、新たな投資を実行できるよう内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを検討し、財務レバレッジの最適化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社は、オンデマンドプリントソリューション事業を行っております。

サービス名称	サービス内容
オンデマンドプリント	顧客がインターネットサイトを通じて入稿したデザインデータ及びパートナー企業からの受注を印刷加工するサービス
ソリューション	プリンターやたみ機等のハードウェア及び受注管理システムや生産管理システム等のソフトウェアの販売並びにデザインシミュレーター付クラウド型オンデマンドEC等のSaaSサービス

**(6) 主要な営業所及び工場** (2023年12月31日現在)

本 社	東京都文京区
川 越 工 場	埼玉県川越市
朝 霞 工 場	埼玉県朝霞市
G P C 工 場	岐阜県多治見市

**(7) 使用人の状況** (2023年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
190 (172) 名	3名増 (21名増)	35.9歳	4.2年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイト等）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。平均年齢及び平均勤続年数には、臨時雇用者は含めておりません。

**(8) 主要な借入先の状況** (2023年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	115,196千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	109,993
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	91,650

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,313,671株 (自己株式56株を含む)
- (3) 株主数 913名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社日本創発グループ	709,700株	30.67%
山川 誠	267,600	11.57
京田 諭	90,000	3.89
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	88,500	3.83
キャブ株式会社	82,500	3.57
TOPPAN株式会社	81,000	3.50
GMOペパボ株式会社	80,000	3.46
株式会社トランザクション	80,000	3.46
坊野 寛	56,000	2.42
株式会社ポリ・テープ・ジャパン	50,000	2.16
株式会社プラスワンインターナショナル	50,000	2.16
株式会社エイエム	50,000	2.16

(注) 持株比率は、自己株式 (56株) を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役 の 状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	山 川 誠	製造本部長
取 締 役	京 田 諭	情報コミュニケーション本部長
取 締 役	坊 野 寛	開発本部長
取 締 役	栗 原 俊 幸	管理本部長
取 締 役	栢 森 加 里 矢	－
取 締 役 (監査等委員・常勤)	野 崎 陽 介	野崎公認会計士事務所所長
取 締 役 (監査等委員)	尾 崎 充	株式会社アクティベートジャパンコンサルティング 代表取締役 アクティベートジャパン税理士法人 代表社員 株式会社リブセンス 社外監査役 株式会社ラストワンマイル 社外取締役 (監査等委員) アクティベートジャパン公認会計士共同事務所 統括者
取 締 役 (監査等委員)	大 井 哲 也	TMI総合法律事務所 パートナー 株式会社ジズホールディングス 社外監査役 株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役 テックファームホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) TMIプライベート&セキュリティコンサルティング株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役 栢森加里矢、野崎陽介、尾崎充及び大井哲也の4氏は社外取締役であります。
2. 取締役 栢森加里矢氏は、主に経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 野崎陽介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 尾崎充氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 (監査等委員) 大井哲也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、監査等委員のうち野崎陽介氏を常勤監査等委員として選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査室と十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
7. 当社は、社外取締役 栢森加里矢、野崎陽介、尾崎充及び大井哲也の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を当社の取締役（監査等委員を含む。以下、同じ）を被保険者として保険会社との間で締結しております。当社の取締役が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしており、当該役員等賠償責任保険契約についてその保険料を当社が全額負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を適法に得たことに起因する損害や、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については填補の対象としないこととしております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

#### (i) 取締役（監査等委員を除く）

報酬限度額につきましては、2022年7月28日開催の株主総会の決議により年額120百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内。決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名。ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）と決定しております。当社は、2021年7月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めており、その内容は次のとおりであります。また、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において決定方針との整合性を含めた多面的な検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

#### a. 基本方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。各取締役（監査等委員を除く）の報酬は、株主総会で承認された取締役年間報酬総額の範囲内において、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

#### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### c. 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が個人別の報酬額案を取締役に付議し、取締役会決議により決定するものとする。

#### (ii) 取締役（監査等委員）

報酬限度額につきましては、2022年7月28日開催の株主総会の決議により年額20百万円以内（決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名）と決定しております。各監査等委員である取締役の基本報酬額につきましては、業務分担の状況等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	59,200千円 (2,400)	59,200千円 (2,400)	－千円 (－)	－千円 (－)	5名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	68,800 (12,000)	68,800 (12,000)	－ (－)	－ (－)	8 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

2. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）の人数は5名、取締役（監査等委員）の人数は3名であります。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外役員の兼職につきましては、前記「3. 会社役員の状況（1）取締役の状況（2023年12月31日現在）」に記載のとおりです。  
各社外役員の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 栢森加里矢	当事業年度に開催された取締役会10回のうち7回に出席いたしました。 主に経営者としての豊富な経験と幅広い観点から、議案・審議等につき、その知見を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 野崎陽介	当事業年度に開催された取締役会10回の全て、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その知見を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 尾崎 充	当事業年度に開催された取締役会10回の全て、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その知見を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 大井哲也	当事業年度に開催された取締役会10回の全て、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 弁護士としての法律的な観点から、議案・審議等につき、その知見を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題と認識しておりますが、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先することが、株主に対する最大の利益還元になるとの考えのもと、設立以来配当を実施しておりません。

今後の配当政策の基本方針といたしましては、事業展開の状況、業績や財政状態等を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施していく方針です。

内部留保資金につきましては、事業拡大のための人材の採用や設備投資に充当していく予定であります。

配当を実施する場合の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,762,400</b>	<b>流動負債</b>	<b>819,884</b>
現金及び預金	862,485	買掛金	225,932
売掛金及び契約資産	455,614	1年内返済長期借入金	97,321
商品及び製品	108,511	リース負債	18,997
仕掛品	35,938	未払費用	116,012
原材料及び貯蔵品	158,027	未払法人税等	168,735
前払費用	76,058	未払消費税	69,048
その他の金	46,511	前受り金	44,613
貸倒引当金	19,935	商品保証引当金	49,378
	△683	資産除去債	14,302
<b>固定資産</b>	<b>923,153</b>	資産除去債	14,083
<b>有形固定資産</b>	<b>710,885</b>	その他の負債	1,389
建物	196,607	<b>固定負債</b>	<b>331,068</b>
機械及び装置	395,520	長期借入金	249,278
車両運搬具	523	リース負債	43,097
工具、器具及び備品	11,991	資産除去債	38,693
リース資産	40,818	<b>負債合計</b>	<b>1,150,953</b>
建設仮勘定	65,423	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>67,918</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,534,600</b>
ソフトウェア	32,289	資本剰余金	302,222
その他の金	35,628	資本準備金	476,456
<b>投資その他の資産</b>	<b>144,349</b>	その他資本剰余金	457,085
出資金	10	利益剰余金	19,371
長期前払費用	2,676	その他利益剰余金	756,029
敷金及び保証金	90,534	繰上利益剰余金	756,029
繰延税金資産	50,952	自己株式	△107
その他の金	175	<b>純資産合計</b>	<b>1,534,600</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,685,553</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>2,685,553</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2023年5月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,376,930
売上原価	2,746,331
売上総利益	1,630,599
販売費及び一般管理費	1,286,453
営業利益	344,145
営業外収益	
受取手数料	600
債務勘定整理益	382
その他	762
	1,745
営業外費用	
支払利息	2,287
その他	1,471
	3,759
経常利益	342,131
特別損失	
固定資産除却損	22,434
減損損失	18,458
	40,893
税引前当期純利益	301,237
法人税、住民税及び事業税	86,024
法人税等調整額	△5,154
当期純利益	220,367

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社イメージ・マジック  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 秀仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中井 清二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イメージ・マジックの2023年5月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年5月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月27日

株式会社イメージ・マジック  
監査等委員会  
常勤監査等委員 野崎陽介 ㊟  
監査等委員 尾崎 充 ㊟  
監査等委員 大井哲也 ㊟

(注) 監査等委員野崎陽介、尾崎充及び大井哲也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	ふりがな 氏 やまかわまこと 山川誠 (1966年2月27日)	1984年6月 パロマ工業株式会社入社 1986年2月 株式会社レンタルのニッケン入社 1995年5月 当社設立 当社代表取締役社長 2022年7月 当社代表取締役社長兼製造本部長 (現任)	267,600株
	【選任理由】 山川誠氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者として、オンデマンドプリント業界に精通し、強いリーダーシップで当社を牽引してきた実績と、経営全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。		
2	きょうださとし 京田諭 (1971年12月25日)	1995年4月 株式会社フォーバル入社 2003年10月 株式会社サイバード入社 2008年6月 当社入社 CFO兼経営企画室長 2009年7月 当社取締役CFO兼事業開発本部長 2019年5月 当社取締役CFO兼営業本部長 2020年1月 当社取締役CFO兼情報コミュニケーション本部長 2020年7月 当社取締役情報コミュニケーション本部長 (現任)	90,000株
	【選任理由】 京田諭氏を取締役候補者とした理由は、当社の重要な役職を歴任し経営全般に携わるとともに、当社における事業戦略の立案及び推進能力を有しており、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	ぼ う の ゆ た か 坊 の 野 寛 (1974年1月10日)	1997年 8 月 テクマトリックス株式会社入社 2005年 7 月 株式会社サイバード入社 2009年 3 月 当社入社 2009年 5 月 当社開発本部長 2009年 7 月 当社取締役開発本部長 2020年 1 月 当社取締役開発本部長兼製造本部長 2022年 7 月 当社取締役開発本部長 (現任)	56,000株
<b>【選任理由】</b> 坊野寛氏を取締役候補者とした理由は、2009年の入社以来、技術面から事業成長を図り開発本部及び製造本部を統括するなど、豊富な知識と経験を有しており、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。			
4	く り は ら と し ゆ き 栗 原 俊 幸 (1975年4月25日)	2006年12月 みすず監査法人入所 2007年 7 月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任 監査法人) 入所 2010年 7 月 公認会計士登録 2014年 1 月 グラントソントン・マスターズトラスト 株式会社 (現 マスターズトラスト株式 会社) 入社 2015年 4 月 株式会社ソリューションデザイン入社 2017年10月 株式会社アプライズ入社 2020年 6 月 当社入社 管理本部長 2020年 7 月 当社取締役管理本部長 (現任)	10,000株
<b>【選任理由】</b> 栗原俊幸氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士として、会計に関する専門的な知識を有するとともに、管理本部を統括し、幅広い経験と実績を有していることから、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	かや もり か り や 栢 森 加 里 矢 (1973年10月4日)	1996年4月 三菱商事株式会社入社 2003年6月 Globespan Capital Partners, Inc.入社 2008年9月 当社社外取締役 2011年12月 当社社外取締役退任 2012年1月 ソフトバンクグループ株式会社入社 2014年11月 株式会社QUOINE JAPAN (現 FTX Japan株式会社) 設立 代表取締役CEO 2019年3月 リキッドグループ株式会社 (現 FTX Japan Holdings株式会社) 設立 代表取締役CEO 2021年7月 当社社外取締役 (現任)	-株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>栢森加里矢氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は当社の事業領域への知見が深いことに加え、グローバルIT企業の経営者として豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に海外事業について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 栢森加里矢氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年8か月となります。
3. 当社は、栢森加里矢氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の取締役としての再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、栢森加里矢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役としての再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社取締役が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております (ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を適法に得たことに起因する損害や、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等を除く)。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	野崎陽介 (1981年6月13日)	2006年12月 みずほ監査法人入所 2007年10月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 2010年7月 公認会計士登録 2016年1月 野崎公認会計士事務所所長（現任） 2022年7月 当社社外取締役（監査等委員・常勤） （現任）  （重要な兼職の状況） 野崎公認会計士事務所所長	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 野崎陽介氏は公認会計士として、財務及び会計に関する専門的な知識を有し、企業財務や内部統制等に関する豊富な知見に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者としたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	お ぎ き み つ ぶ 尾 崎 充 (1964年9月29日)	1989年10月 KPMGピートマーウィック港監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 1993年 9月 公認会計士登録 1993年10月 中島公認会計士税理士事務所入所 1997年11月 株式会社アクティベートジャパンコンサル ティング代表取締役 (現任) 1998年 4月 尾崎公認会計士事務所(現 アクティベ ートジャパン公認会計士共同事務所)所長 1998年 4月 協立監査法人 (現 協立神明監査法人) 入所 2008年 6月 アクティベートジャパン税理士法人代表 社員 (現任) 2008年 9月 当社社外監査役 2009年 7月 株式会社リブセンス社外監査役 (現任) 2016年 6月 株式会社GA technologies監査役 2016年12月 株式会社Bestエフォート (現 株式会 社ラストワンマイル) 社外監査役 2020年 7月 アクティベートジャパン公認会計士共同 事務所統括者 (現任) 2022年 7月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2023年 11月 株式会社ラストワンマイル社外取締 役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アクティベートジャパンコンサルティング代 表取締役 アクティベートジャパン税理士法人代表社員 株式会社リブセンス社外監査役 株式会社ラストワンマイル社外取締役 (監査等委員) アクティベートジャパン公認会計士共同事務所統括者	16,000株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>尾崎充氏は公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する専門的な知識を有し、他社での監査役経験など監査全般についての豊富な知見に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	お お い て つ や 大 井 哲 也 (1972年1月5日)	2000年 4月 最高裁判所司法研修所入所 2001年10月 東京弁護士会登録 TMI総合法律事務所入所 2011年 1月 同所パートナー（現任） 2013年11月 株式会社ジェイアイエヌ（現 株式会社 ジンスホールディングス）社外監査役 （現任） 2014年 7月 株式会社マーケットエンタープライズ社 外監査役（現任） 2016年 9月 テックファームホールディングス株式会 社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年12月 TMIプライバシー&セキュリティコンサル ティング株式会社代表取締役（現任） 2021年 7月 当社社外監査役 2022年 7月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） TMI総合法律事務所パートナー 株式会社ジンスホールディングス社外監査役 株式会社マーケットエンタープライズ社外監査役 テックファームホールディングス株式会社社外取締役 （監査等委員） TMIプライバシー&セキュリティコンサルティング株 式会社代表取締役	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>大井哲也氏は弁護士として企業法務に精通し、クラウド・サイバーセキュリティ・インターネットコンテンツ等の紛争解決及びリーガルサポートを専門として豊富な経験と幅広い見識を有することから、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野崎陽介氏、尾崎充氏及び大井哲也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 野崎陽介氏、尾崎充氏及び大井哲也氏は、現在当社の社外取締役であります。在任期間は本総会終結の時をもって3氏とも1年8か月となります。
4. 当社は、野崎陽介氏、尾崎充氏及び大井哲也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、野崎陽介氏、尾崎充氏及び大井哲也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏が監査等委員である取締役として選任が承認された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社取締役が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を適法に得たことに起因する損害や、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等を除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに史彩監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が史彩監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、同監査法人の会計監査人として要求される専門性、独立性、品質管理体制及び監査費用等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年12月31日現在)

名 称	史彩監査法人	
事 務 所 所 在 地	主たる事務所	主たる事務所 東京都港区南青山2丁目27番27号丸八青山ビル6階
沿 革	2017年3月 史彩監査法人 設立	
概 要	構成人員	公認会計士 35名 (社員8名 公認会計士27名 (非常勤含む) ) その他職員12名 (非常勤含む)
	関与会社	金融商品取引法・会社法14社、その他31社

以上



# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号  
ベルサール飯田橋駅前ビル2F  
(住友不動産飯田橋駅前ビル)  
電話 03-3263-7274



交通：「飯田橋駅」A2出口徒歩2分（東西線・有楽町線・南北線・大江戸線）  
「飯田橋駅」東口徒歩3分（JR線）

- 駐車場のご用意はしておりませんのでご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 「ベルサール飯田橋ファースト」とは異なりますのでご注意ください。